

茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する審査基準

第1 趣旨

この審査基準は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）、茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 24 年茅ヶ崎市条例第 5 号）及び茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する規則（平成 24 年茅ヶ崎市規則第 12 号）に基づく許可等の審査に当たって、必要な事項を定めるものとする。

第2 経営の主体

- 1 茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「条例」という。）第 3 条ただし書に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設するときをいう。
- 2 条例第 3 条第 1 号に規定する地方公共団体とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体とする。
- 3 条例第 3 条第 2 号に規定する主たる事務所又は従たる事務所等とは、現に宗教活動が行われている拠点の建物とする。

第3 事前協議

- 1 茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する規則（以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に規定する墓地等経営計画等協議申出書に添付しなければならない図書は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する法人並びに不動産の登記事項証明書は、墓地等経営計画協議書提出日前 90 日以内に交付されたもの
 - (2) 規則第 3 条第 2 項第 3 号に規定する公図の写しは、墓地等経営計画等協議申出書提出日前 90 日以内に交付され、作成者の住所、氏名、作成年月日が明記され、土地所有者の住所及び氏名が記載されている図面
 - (3) 規則第 3 条第 2 項第 4 号に規定する墓地等の付近の見取図は、墓地等の境界線から水平投影面における距離で 200m（火葬場にあつては、500m）以内の見取図で、墓地等の周囲 110m（火葬場にあつては、300m）の境界線を記入し、かつ土地及び建物の所有者並びに住民の住所、氏名を明示したもの
 - (4) 規則第 3 条第 2 項第 5 号に規定する墓地等の設計図は、原則実測値で設計が行われたもので次のとおりとする。なお、墓地等が傾斜地の場合、必要に応じて当該土地の断面図を添付するものであること。
- ア 墓地 墳墓を設ける区域、緑地、通路、管理施設、便所、駐車場その他墓地を利用する者に便益を供するための施設、給水設備及び排水設備等の配置とその面積を記載

したもの並びに駐車場及び墳墓を設ける区域にあってはその区画数を記載したもの並びに建物の平面図、立面図及び配置図

イ 納骨堂及び火葬場 緑地、駐車場等の配置とその面積を記載したもの及び駐車場にあってはその区画数を記載したもの並びに建物の平面図、立面図及び配置図

(5) 規則第3条第2項第6号に規定する宗教法人の規則は、知事又は文部科学大臣の認証印のあるものの写し

(6) 規則第3条第2項第7号に規定する収支計画書は、収入（永代使用料、寄付金、管理料、借入金、振替金、墓石販売手数料等すべての収入）と支出（開発工事費、設計費、返済金（返済利子を含む。）、管理費、借地がある場合は地代等すべての支出）の状況が各年度ごとに対比して記載されているもの

(7) 規則第3条第2項第7号に規定する資金計画書は、当該墓地経営に係る自己資金並びにすべての収入及び支出が記載されているもの

2 規則第3条第2項第8号に規定するその他保健所長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第1項に規定する財産目録又は収支計算書を作成している宗教法人が同法第6条第1項に規定にする公益事業として墓地等を経営する場合は、墓地等経営計画等協議書の提出の日の属する年度から過去3年間の当該財産目録及び収支計算書

(2) 墓地等の経営に当たり他の法令の規定による許可等を要するものにあっては、当該法令の規定による許可書の写し等許可を確認できる書類又は申請書の写し等申請状況を確認できる書類

第4 経営計画の周知

1 条例第5条に規定する標識の設置時期及び説明会の開催時期は、条例第4条に規定する事前協議の中で、市長が適当と認めた後の時期とする。

2 条例第5条第1項に規定する標識を設置したときは、標識を設置した場所が明示された図面並びに標識の設置状況及び記載内容が確認できる写真を、すみやかに市長に提出するものであること。

3 条例第5条第1項に規定する標識は、計画地が2以上の道路に接するときは、各道路に面する箇所に各々設置するものであること。ただし、これにより難しいときは近隣住民等が見やすい適当な場所に設置するものであること。

4 条例第5条第4項に規定する説明会は、次のとおりとする。

(1) 条例第3条第2項及び第3項に規定する宗教法人又は公益法人にあっては法人の役員が出席するものとし、説明する事項は次のアからコまでとする。

ア 墓地等の経営予定者

イ 墓地等の名称及び所在地

- ウ 墓地等の施設等の概要
- エ 墓地等の維持管理の方法
- オ 工事着手及び完了予定年月日
- カ 工事の方法及び安全対策の概要
- キ 墓参等で墓地等の周辺道路の混雑が予想される日の交通渋滞対策
- ク その他の公益事業の有無及びある場合はその内容
- ケ 条例第 6 条に規定する意見の申出の期限及びその方法
- コ その他市長が必要と認める事項

(2) 説明会に参加しなかった近隣住民等に対しては、第 4 の 4 の(1)に規定する説明事項を別途周知するものであること。

5 条例第 5 条第 3 項及び規則第 4 条第 4 項に規定する建物とは、次のとおりとする。

- (1) 日常的に住居、事務所、店舗等として使用している一戸建て、アパート、マンション、雑居ビル等とし、単に物品等の保管を目的とする倉庫等は該当しない。
- (2) 一戸建て、アパート、マンション、雑居ビル等についてはその敷地を当該建物の範囲に含めない。

6 規則第 4 条第 4 項に規定する管理する者とは、学校、病院、福祉施設等にあつては当該施設の長などとする。

7 規則第 4 条第 4 項に規定する墓地等の境界線は、条例第 11 条第 2 号ただし書に規定する当該墓地に近接した場所に設けた墓地便益施設の敷地の境界線は含まないものとする。

第 5 手続の省略

条例第 7 条に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、次の例示のとおりとする。

- (1) 個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設するとき
- (2) すでに経営の許可を受けている墓地等の経営の主体のみが変わるとき
- (3) 墓地内に納骨堂を設置するとき
- (4) 墳墓の区画数を増減するとき
- (5) 宗教法人法第 3 条に規定する境内地（以下「境内地」という。）内の、すでに経営の許可を受けている墓地を拡張又は縮小するとき

第 6 経営許可の申請

1 条例第 8 条に規定する経営許可の申請に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 他の法令の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を得ているか又は当該許可を得られる見込みが確実な場合であること。
- (2) 神奈川県土地利用調整条例（平成 8 年神奈川県条例第 10 号）の審査の対象となる墓地

等にあつては、同条例第3条第1項に規定する協議を行い第5条第1項の審査結果通知書で適当と認められたものであること。

2 規則第6条第2項に規定する図書は、次のとおりとする。

(1) 規則第6条第2項第4号に規定する意思を決定する機関において墓地等の経営を決定したことを証する書類は、会議の日時、場所、役員（理事）数、出席した役員（理事）の氏名、申請理由、墓地等の所在地、規模、資金計画、申請に至った経緯、議事結果が記載されているものであつて、署名人の署名又は押印(写しの場合は代表役員又は理事長の原本証明)のあるもの。

(2) 規則第6条第2項に規定する図書は、第3の1の規定に準じた図書であること。
このうち、規則第3条第2項第7号に規定する資金計画書は次の図書を添付するものであること。

ア 自己資金に係る預金等の残高証明書

イ 寄付金に係る寄付申込書の写し

ウ 融資に係る融資証明書

(3) 規則第6条第2項第5号に規定するその承諾を得たことを証する書類で、宗教法人を包括する宗教法人のほかにも承認が必要な場合は、当該その承諾を得たことを証する書類の写し

3 規則第6条第2項ただし書に規定する省略することができる図書とは、規則第3条第1項に規定する墓地等経営計画等協議書に添付した図書のうち、申請時に権利内容の変更等が生じていないもので、保健所長が認めた図書とする。

4 規則第6条第2項第6号に規定するその他保健所長が必要と認める図書とは、次のとおりとする。

(1) 墓地等の経営の許可を受けようとする者と当該土地所有者との間の、許可申請書提出後おおむね一箇月以内に当該土地を墓地等の経営の許可を受けようとする者に譲渡する旨を記した契約書の写し

(2) 墓地等の経営の許可を受けようとする者と当該土地の抵当権の設定権者との間の、許可申請書提出後おおむね一箇月以内に抵当権を抹消する旨を記した契約書の写し

5 規則第8条第1項に規定する墓地等の用に供する目的の地上権を設定することを証する書類とは、墓地等の経営の許可を受けようとする者と当該土地所有者との間の、許可申請書提出後おおむね一箇月以内に地上権を設定する旨を記した契約書の写し

6 第6の4に規定する契約書の写しを墓地等経営許可申請書に添付された場合にあつては、当該契約内容を履行した事実を確認できる当該土地の登記簿謄本等を確認の上墓地等の経営を許可するものであること。

第7 経営の許可

条例第9条に規定する必要な条件を付することとは、次の例示のとおりとする。

- (1) 当該墓地計画に係る工事完了後、地目変更及び地積更正を行い、登記すること。
- (2) 墓地は焼骨を埋蔵すること。

第8 設置場所の基準

条例第10条第1号、規則第6条第4項及び規則第7条第1項に規定する基準等については、別表に掲げるとおりとする。なお、抵当権の設定等とは、抵当権及び根抵当権の設定、又は差押など墓地等の使用が制限される可能性のある権利が設定されていることをいう。

第9 墓地の構造設備基準

- 1 条例第11条第2号ただし書に規定する市長が適当と認めるときとは、当該施設を一体の墓地内にやむを得ず確保できない場合であって、墓地利用者の便益に多大な支障を来さず、かつ管理が十分行き届く範囲に次の施設を確保できるときとする。なお、当該施設についても条例第10条第1号に規定する設置場所の基準に適合していること。
 - (1) 墓地利用者がおおむね徒歩5分以内で利用できる駐車場
 - (2) 当該墓地に近接する当該墓地を經營しようとする宗教法人の境内地内の管理事務所、便所その他墓地を利用する者に便益を供するための施設
- 2 条例第11条第4号に規定する緑地について、芝墓地等墳墓を設ける区域の芝地及び条例第11条第2号ただし書に規定する墓地に近接した場所に設ける管理施設等墓地を利用する者に便益を供するための施設の敷地の緑地面積はその算定の対象としない。
- 3 条例第11条第5号に規定する隣接地と明確に区分することとは、原則、水平距離の高さで、隣接地から墓石等が見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分されることとする。
- 4 条例第11条ただし書に規定する市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときとは、次の例示のとおりとする。
 - (1) 個人又は共同の墓地を公共事業等に伴い移転、新設するとき
 - (2) すでに經營の許可を受けている墓地の經營の主体のみが変わるとき
 - (3) 境内地内の、すでに經營の許可を受けている墓地を拡張又は縮小するとき

第10 火葬場の構造設備基準

条例第13条第8号に規定する隣接地と明確に区分することとは、第9の3に準じる。

第11 管理者の遵守事項

条例第20条第3号に規定する墓石等とは墳墓の囲い、樹木等墓地内のあらゆる構造物をいう。

第 12 変更許可等

条例第 14 条及び第 15 条に規定する墓地等の変更許可等の審査に当たっては、経営の許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。

第 13 申請事項変更届

条例第 17 条に規定する墓地等申請事項変更届書の審査に当たっては、経営の許可に係る審査基準に準じて審査するものとする。

第 14 都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出

規則第 15 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定するその他保健所長が必要と認める図書とは、当該都市計画事業等の概要を確認できる図書とする。

第 15 工事完了の届出等

- 1 条例第 19 条第 4 項に規定する許可に係る墓地等の使用について、墓地等の工事が長期となり、次の措置が講じられる場合であって市長が適当と認めるときは、墓地等の経営者は墓地等を一定のまとまりのある範囲ごとに分割して使用を開始して支障ないものとする。
 - (1) 条例第 19 条第 1 項に規定する墓地等工事完了届書を当該範囲ごとに市長に提出し、条例第 19 条第 3 項に規定する墓地等工事完了検査済証の交付を受けるものであること。
 - (2) 許可に係るすべての工事が完了したときは、第 15 の 1 の(1)に規定する当該範囲ごとに交付された工事完了検査済証を返却し、あらたに許可に係るすべての工事完了届書を市長に提出し、当該工事完了検査済証の交付を受けるものであること。
- 2 規則第 16 条第 2 項第 3 号に規定するその他保健所長が必要と認める図書は、当該墓地等の経営者と使用者との間の墓地等の使用に係る契約約款とする。

第 16 書類の提出部数

本条例の規定により市長に提出する図書は、正本 1 部、副本 1 部とする

附 則

1 施行期日

この審査基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 経過措置

この審査基準の施行前になされた申請その他の手続又は行為でこの審査基準の施行の際まだその処理がなされていないものについては、なお従前の例による。

別表

条例第10条第1号に規定する設置場所の基準等について

○申請書を受理する。● 条件付で申請書を受理しない。× 申請書を受理しない。

内容		土地の状況				申請時の別途必要書類
		墓地の墳墓を設ける区域・納骨堂及び火葬場の当該建物の敷地 *1	緑地	駐車場	その他	
* 4						* 2
自己所有地	抵当権設定無し	○	○	○	○	
	抵当権設定有り	●	●	●	●	申請者と抵当権設定者との抵当権抹消契約書の写し
	国税等差し押え有り	×	×	×	×	
自己所有地以外	所有権取得の場合					
	抵当権の設定、差押え無し	●	●	●	●	申請者と土地所有者との譲渡契約書の写し
	抵当権の設定、差押え有り	×	×	×	×	
	地上権取得の場合					
	土地所有者の地上権設定有り	×	●	●	●	申請者と土地所有者との地上権設定契約書の写し
	土地所有者の地上権設定無し	×	×	×	×	